

令和３年第７回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和３年１０月７日（木）午前９時００分
- 2 開催場所 三種町役場 第２会議室
- 3 出席委員 嶋田 仁、田村 明、加賀谷 得子、大沢 耕
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 石井 靖紀
書記 石井 忍、畠山 範之、田村 慎一
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - 議案第２８号 選挙人名簿の移替えの延期について（衆院選）
 - 議案第２９号 ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて（衆院選）
 - 議案第３０号 投票所を定めることについて（衆院選）
 - 議案第３１号 投票所の閉鎖時刻について（衆院選）
 - 議案第３２号 期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて（衆院選）
 - 議案第３３号 不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により送できる日を定めることについて（衆院選）
 - 議案第３４号 期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について（衆院選）
 - 議案第３５号 期日前投票立会人の選任について（衆院選）
 - 議案第３６号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて（衆院選）
 - 議案第３７号 開票の日時及び場所を定めることについて（衆院選）
 - 議案第３８号 開票管理者及びその職務代理者の選任について（衆院選）
 - 議案第３９号 開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて（衆院選）
 - 議案第４０号 最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所を定めることについて（衆院選）
 - 議案第４１号 在外選挙人が投票できる期日前投票所の指定について（衆院選）

午前 8 時 5 6 分開会

石井書記長 おはようございます。それでは只今から令和 3 年第 7 回三種町選挙管理委員会を開会致します。

はじめに委員長の方からご挨拶をいただき、引き続き進行の方もよろしく申し上げます。

嶋田委員長 改めまして、おはようございます。

朝晩も涼しくなりまして、そろそろ紅葉も本格的になってくるのかなと思います。衆議院総選挙ですが、日程が示されて、今月の 31 日ということになりました。大変難儀なことと思いますが、ミスのないよう迅速に進めていただきたいと思います。健康管理に十分気を付けてください。今日は衆院選関連の案件となっていますのでよろしくお願いします。

嶋田委員長 それでは、会議録の署名委員の指名ということで、本日は田村委員と大沢委員にお願い致します。

それでは案件に入ります。

議案第 28 号「選挙人名簿の移替えの延期について」。事務局より説明をお願いします。

畠山書記 では、議案第 28 号「選挙人名簿の移替えの延期について（衆院選）」。

公職選挙法施行令第 17 条ただし書により三種町の区域内で他の投票区の区域に住所を移した者に係る選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間を次のとおり定める。

移替えを延期する期間

令和 3 年 10 月 7 日から令和 3 年 10 月 31 日まで

内容について説明します。

選挙人名簿登録者が町内の他の投票区に転居した場合は、選挙人名簿の投票区の移替えを行う必要がありますが、選挙時におきましては、選挙人名簿抄本や投票所入場券の作成準備のため、一定期間、投票区の移し替えを延期できることとなっております。

昨日の夜に投票所入場券のデータ作成を始めており、本日 10 月 7 日から町内転居で投票区が変わる方につきましては、選挙が終わるまで投票区の移替えは行わない取扱いとしたいというものです。

以上で、議案第２８号についての説明を終わります。

嶋田委員長　それでは、只今の説明について、何かご質問ありますでしょうか。

（「ありません。」の声有り。）

嶋田委員長　それでは、議案第２８号原案どおり決定してよろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

嶋田委員長　それでは、議案第２８号原案どおり決定致します。

嶋田委員長　続きまして、議案第２９号「ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて」。事務局から説明をお願いします。

畠山書記　はい。議案第２９号「ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて（衆院選）」。

令和３年１０月３１日執行の衆議院議員総選挙における公職選挙法第１４４条の２の規定によりポスター掲示場を設置する場所を次のとおり定める。

設置箇所数につきましては、琴丘地区４９箇所、山本地区６２箇所、八竜地区４６箇所の計１５７箇所に設置したいとしています。設置場所の詳細につきましては、次の４頁以降に別紙として一覧にしております。前回の知事選からほぼ変わりありませんが、鹿渡北投票区のＮｏ．１７につきましては、事情により今回は設置することが出来ないことから、その近隣の場所に設置することとしています。

議案第２９号についての説明は、以上です。

嶋田委員長　鹿渡北投票区のＮｏ．１７が変更になったようですが、他は前回と同じということで、皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

嶋田委員長　それでは、議案第２９号原案どおり決定致します。

続きまして、議案第３０号「投票所を定めることについて（衆院選）」。説明をお願いします。

畠山書記　議案第３０号「投票所を定めることについて（衆院選）」。

令和３年１０月３１日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所を次のとおり定める。

今回の選挙における投票所につきましては、前回の選挙同様、下記の２１箇所となります。前回開催した選挙管理委員会で、木

戸沢投票区の投票所が、ワクチン接種の関係から保健センターを考えている旨の話を提案していましたが、31日はワクチン接種は行われない日程となっていますので、通常どおりふるさと文化館で開設したいとしています。

以上で、議案第30号についての説明を終わります。

嶋田委員長 当初ワクチン接種の関係から保健センターを投票所にということでしたが、ワクチン接種が行われないということで、今までどおりふるさと文化館となりますが、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは、議案第30号を原案どおり決定致します。

次の、議案第31号「投票所の閉鎖時刻について（衆院選）」。
説明の方をお願いします。

畠山書記 議案第31号「投票所の閉鎖時刻について（衆院選）」。

公職選挙法第40条第1項の規定により、令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票所の閉鎖時刻を次のとおり定める。

各投票所の閉鎖時刻につきましては、ご覧のとおり、これまでの選挙と同様に、落合投票区と勝平投票区で午後6時とし、閉鎖時刻を法定の午後8時から2時間繰り上げることとしております。

その他の投票区につきましては、1時間繰り上げまして、午後7時としております。

投票時間については、期日前投票が主流になってきていることから、投票時間を繰り上げしても投票に影響はないものと考えております。説明については以上です。

嶋田委員長 はい。前回同様に繰り上げることですが、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 特に無いようですので、議案第31号を原案どおり決定致します。

嶋田委員長 次に、議案第32号「期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて（衆院選）」。事務局より説明をお願いします。

畠山書記 議案第32号「期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて（衆院選）」。

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所

裁判官国民審査における期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を次のとおり定める。

1 期日前投票を行う場所及び期間

①三種町鹿渡字東二本柳29番地3 琴丘地域拠点センター

期間 令和3年10月20日から令和3年10月30日

②三種町森岳字町尻35番地 山本地域拠点センター

期間 令和3年10月20日から令和3年10月30日

③三種町鵜川字西本田2番地 八竜農村環境改善センター

期間 令和3年10月20日から令和3年10月30日

投票時間は、いずれも午前8時30分から午後8時まで

2 不在者投票を行う場所及び設置する期間

三種町鵜川字岩谷子8番地 三種町選挙管理委員会事務室

令和3年10月20日から令和3年10月30日まで

投票時間は午前8時30分から午後8時まで

以下、内容について説明致します。

1の期日前投票の期間につきましては、公職選挙法で公示日の翌日から選挙期日の前日までと規定されております。今回の選挙では、10月20日から30日までが法定の期間となりますので、この期間内で開設したいと思います。

次に、2の不在者投票に関しましては、法定どおりの期間、時間に選管事務室で行うこととしております。

なお、開設場所や開設期間につきましては、投票所入場券裏面へ印刷し周知することとしております。

以上で議案第32号の説明を終わります。

嶋田委員長 期日前投票の期間は20日から30日までということで、前回の知事選から3投票所とも同じ日数としておりますが、今回も前回同様の期間としています。説明のとおりでよろしいでしょうか。
(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 議案第32号を原案どおり決定致します。

次に、議案第33号「不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて（衆院選）」事務局より説明をお願いします。

畠山書記 議案第33号「不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて（衆院選）」。

公職選挙法施行令第53条第1項及び第59条の4第4項の規

定により、令和３年１０月３１日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を次のとおり定める。

郵便により発送できる日 令和３年１０月１８日（月）

内容について説明します。

不在者投票につきましては、公示日の翌日から投票の行うことになりますが、事前に請求のあった不在者投票につきましては、公示日前の市町村選挙管理委員会が定める日に投票用紙等の発送を開始することとなっておりますので、その発送開始日をご覧の日に定めたいとしております。

嶋田委員長 郵便により発送できる日を１０月１８日としたいということですが、皆さんよろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

嶋田委員長 それでは、議案第３３号を原案どおり決定致します。

次に、議案第３４号「期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について（衆院選）」事務局より説明をお願いします。

畠山書記 議案第３４号「期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について（衆院選）」。

令和３年１０月３１日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任する。

次の１４頁をご覧ください。

選挙日当日の投票所と同じように、期日前投票につきましても期間中、投票管理者とその職務代理者を選任し、配置する必要があります。期日前投票につきましては、選挙権のある者の中から選任することとなっておりますので、琴丘、山本、八竜の各投票所について、投票管理者は一般の方の中から、職務代理者は町職員の中からご覧のとおり選任したいとしております。

以上で、議案第３４号についての説明を終わります。

嶋田委員長 前回と若干変わっているようですが、承諾は頂いているのですね。

畠山書記 はい。

嶋田委員長 承諾を頂いているということですので、案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

嶋田委員長 議案第３４号を原案どおり決定致します。
続きまして、議案第３５号「期日前投票立会人の選任について（衆院選）」。

説明の方をお願いします。

畠山書記 はい。議案第３５号「期日前投票立会人の選任について」。

令和３年１０月３１日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票立会人を別紙のとおり選任する。

名簿につきましては、次の１６頁から１７頁までの方々となります。

期日前投票立会人の選任につきましては、期間中、毎日２人ずつ投票立会人を置く必要があることから、名簿のとおり選任したいとしております。

以上で、説明を終わります。

説明については以上です。

嶋田委員長 期日前投票立会人につきましても案のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

嶋田委員長 それでは、議案第３５号は原案どおり決定致します。

続きまして、議案第３６号「投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて（衆院選）」。事務局から説明をお願いします。

畠山書記 議案第３６号「投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて（衆院選）」。

令和３年１０月３１日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法第１７５条第３項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行うべき日時及び場所を次のとおり定める。

日時 令和３年１０月１９日（火）午後５時３０分から

場所 三種町鵜川字岩谷子８番地

三種町選挙管理委員会事務室

内容について説明致します。

衆議院の小選挙区選出議員の選挙にあつては、投票記載所に候補者の氏名と候補者届出政党の名称を掲示することになりますので、その掲示の順序は市町村の選挙管理委員会がくじで定めるこ

とになっておりますので、くじを行う日時と場所を定めるものがあります。

なお、比例代表の掲載順序につきましては、都道府県の選挙管理委員会がくじで定めることとなります。

以上で、議案第36号の説明を終わります。

嶋田委員長 掲示の順序につきましては、市町村選管で決定することとなっておりますので、案のと通りの日程でよろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

嶋田委員長 議案第36号を原案どおり決定致します。

続きまして、議案第37号「開票の日時及び場所を定めることについて（衆院選）」の説明の方をお願いします。

畠山書記 はい。議案第37号「開票の日時及び場所を定めることについて（衆院選）」。

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における三種町開票区の開票の日時及び場所を次のとおり定める。

日時 令和3年10月31日（日）午後8時開始

場所 三種町鵜川字西本田65番地1 三種町八竜体育館

開票所につきましては、あらかじめ開票の日時と場所を告示することになっておりますので、ご覧のとおり投票終了の1時間後の午後8時から場所は八竜体育館としております。

説明については以上です。

嶋田委員長 はい。これにつきましても、原案のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

嶋田委員長 ご異議無いようですので、議案第37号を原案どおり決定致します。

次に、議案第38号を議題と致しますが、議案第38号のうち開票管理者の選任については、私が関係する議案となりますので地方自治法の規定により私が議事に参与することができませんので、開票管理者の選任に限り議長を職務代理者の田村委員にお願いしたいと思いますが、田村委員よろしいでしょうか。

田村委員 はい。わかりました。

嶋田委員長 それでは皆さん、田村委員を議長としてよろしいでしょうか。
（「はい。」の声有り。）

嶋田委員長 それでは、ご異議無いようですので、田村委員よろしくお願い致します。

（嶋田委員長退席）

田村委員 それでは、議長として進行させていただきます。

議案第３８号のうち「開票管理者の選任について」。事務局より説明をお願い致します。

畠山書記 はい。議案第３８号のうち「開票管理者の選任」について。
令和３年１０月３１日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における三種町開票区の開票管理者を次のとおり選任する。

開票管理者につきましては、当該選挙の選挙権を有する者の中から選任することとなりますので、議案のとおり「嶋田委員長」をお願いしたいということで提案致します。説明は以上です。

田村委員 議案第３８号のうち「開票管理者の選任」について、ご質問、ご異議等ございませんか。

（「ありません。」の声有り。）

田村委員 ご異議等無いようですので、本案は原案どおり決定致します。

「開票管理者の選任」について審議が終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

（嶋田委員長、着席）

嶋田委員長 田村委員、ご苦労様でした。

それでは、次に、議案第３８号のうち「開票管理者の職務代理者の選任について」を議題と致しますので、田村委員は退席ということをお願いします。

（田村委員、退席）

事務局より説明をお願い致します。

嶋田委員長 議案第３８号のうち「開票管理者の職務代理者の選任について」ですが、田村委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

嶋田委員長 ご異議等無いようですので、原案どおり決定致します。

嶋田委員長 次に、議案第３９号「開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて（衆院選）」。説明をお願いします。

畠山書記 はい。議案第３９号「開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて（衆院選）」。

令和３年１０月３１日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における公職選挙法第６２条第２項及び第４項の規定によるくじを行うべき日時及び場所を次のとおり定める。

日時 令和３年１０月２８日（木）午後５時３０分

場所 三種町鶴川字岩谷子８番地

三種町選挙管理委員会事務室

説明します。

衆議院小選挙区選出議員選挙及び比例代表選出議員選挙の開票立会人について、候補者または政党が、当該開票区の選挙人名簿に登録されている者の中から１名を定め選管に届け出ることができます。

開票立会人には、総数で３人以上１０人以内という人数制限と、同一政党２人までとする制限があります。

そこで、届出のあった方が１０人を超えるとき、または同一政党等に所属する候補者の届出に係る者が３人以上となった場合は、選挙管理委員会がくじを行って開票立会人を選任することになるため、そのくじを行う日時と場所をご覧のとおり定めたいとするものです。説明は以上です。

嶋田委員長 本案を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

嶋田委員長 それでは、議案第３９号を原案どおり決定致します。

次に議案第４０号「最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所を定めることについて（衆院選）」。事務局より説明をお願いします。

畠山書記 議案第４０号「最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所を定めることについて（衆院選）」。

令和３年１０月３１日執行の最高裁判所裁判官国民審査において、最高裁判所裁判官国民審査法第５２条により、審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所を次のとおり定める。

これにつきましては、最高裁判所裁判官国民審査法の規定により、国民審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所を各投票区１箇所以上設けなければならないとされておりますことから、ご覧の２１投票区の投票所前に掲示場所を定めたいとするものであります。

掲示方法につきましては、投票所の入り口付近に貼り付ける方法で掲示したいと考えております。

以上で、議案第40号についての説明を終わります。

嶋田委員長 只今説明がありましたとおり、国民審査に付される裁判官の氏名等を掲示するということであります。ご異議ありませんでしょうか。

(「はい。ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 ご異議無いようですので、議案第40号を原案どおり決定致します。

続きまして、議案第41号「在外選挙人が投票できる期日前投票所の指定について（衆院選）」。説明の方お願いします。

畠山書記 議案第41号「在外選挙人が投票できる期日前投票所の指定について（衆院選）」。

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票できる期日前投票所を次のとおり指定する。

期日前投票所 三種町鶴川字岩谷子8番地

三種町選挙管理委員会事務室

これにつきましては、例えば、在外選挙人の方が、用事があって日本に帰っている場合に、在外公館での投票ができなくなりますので、その場合は、在外選挙人名簿を管理する市町村で期日前投票ができる仕組みになっています。その期日前投票所は、選挙のたびに指定することになっておりますので、その場所を選挙管理委員会事務室に定めたいとするものですので、よろしくお願い致します。

以上で説明を終わります。

嶋田委員長 はい。只今の説明のとおりですが、三種町在外選挙人は何名ですか。

畠山書記 現在のところ1名です。

嶋田委員長 わかりました。皆さん説明のとおりですがよろしいでしょうか。
(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 ご異議等ないようですので、議案第41号を原案どおり決定致します。

嶋田委員長 では、その他といたしまして、事務局からお願いします。

畠山書記 はい。それでは今後の日程等について確認させていただきます。

(以下、資料に基づき説明)

嶋田委員長 委員の皆さんから、他に何かございませんか。

(「ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは、これで本日の委員会を終了致します。

午前 9 時 3 4 分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委 員 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____